



2022年5月13日

各位

会社名 株式会社ドリームインキュベータ  
代表者名 代表取締役CEO 原田 哲郎  
(コード番号 4310 東証プライム)  
問合せ先 執行役員 上村 敏弘  
(TEL 03-5532-3200)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、2022年6月17日開催予定の当社第22回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 株主総会資料の電子提供制度施行に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

##### (2) 取締役会の招集権者及び議長の選定方法の変更

代表取締役の解職を目的事項とする取締役会等の招集権者及び議長を、指名報酬委員会委員長である社外取締役とすることを可能にするため、定款第22条を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	第3章 株主総会 <削除>
第15条 当社は、株主総会の招集に関し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又</u>	

<p><u>は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>＜新設＞</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役会</u>において定める<u>取締役</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>招集権者及び議長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>
<p>＜新設＞</p>	<p><u>(附則)</u></p> <p>1. <u>現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上